

第 2 2 期 第 3 4 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 6 月 2 1 日（金）午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階 「ガーネットの間」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	委 員	立 石 政 男
	〃	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃（会長に互選）	堀 内 精 二
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	竹ヶ原 公 行
	欠席委員	東 信 行
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 総括主幹	長 根 幸 人
	西北地方水産事務所 水産普及課長	藤 川 義 一
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技 師	傳 法 利 行

4 審議の結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県西部海区漁業調整委員会会長の辞任について

辞任に同意することに決定された。

5 議事の経過

富田会長

それでは、ただ今から、第22期第34回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど、事務局から説明があったとおり、議題として、議案2件、報告事項1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら円滑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員定数15名のところ、過半数を超える12名の委員の出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

富田会長

ありがとうございます。

それでは、異議なしの声がございますので、今回の議事録署名人といたしまして、柴田委員と尾野委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入りますけれども、その前に会長としての、議長としての委員の皆様へ御提案がございます。

今回、報告事項が最後になっておりますけれども、先に報告事項、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果を御審議いただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、順番を、まず報告事項から先にとということで進めていきたいと思いますので、事務局、説明をお願いいたします。

田中主幹専門員

海区漁業調整委員会事務局の田中です。

報告資料1を御覧ください。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会、第60回の概要となります。

先月、5月17日に東京都で西部委員会からは富田会長、東部委員会から松本会長、あと三橋事務局長と、私、田中が出席しました。

概要を説明いたします。

1、令和5年度事業報告、収支決算書及び剰余金処分案の承認について。

原案どおり承認されました。あと、次の2ページから8ページを後で御覧いただければと思います。

事業報告は、総会、理事会と、あと7月の中央要望活動、北海道で事務局長会議、ブロック会議は4か所ありまして、東日本ブロックは静岡県、日本海ブロックは山口県、西日本は広島県、九州は佐賀県で行いました。

あと、事務局職員研修は、鹿児島県で行いました。

決算額は、収入1,666万7千余に対する支出が817万3千余。

剰余金が849万3千円出ていますが、これは、翌年度の6年度に繰り越しとなります。

次に、令和6年度事業計画書案及び収支予算案の承認について。

これも、原案どおり承認されました。これは、9ページから10ページを後でご覧いただければと思います。

事業報告、総会、理事会あと中央要望活動。

7月には事務局長会議が熊本県で行われます。

ブロック会議は、東日本ブロックは愛知県、そして、今回、西部海区漁業調整委員会の日本海ブロックは青森県が当番になっていますので、これから準備を進めたいと思います。

西日本ブロックは大阪府、九州ブロックは福岡県、事務局職員研修会は、11月に広島県で行われます。

予算額は、1,497万6千余、支出も1,497万6千余となっています。

次に、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）についてですが、原案どおり承認されました。これは、来月、7月10日に水産庁の職員に対して要望活動を行います。

次に、次期通常総会になりますが、昨年度と今年度は、東京のアジュール竹芝で総会が行われました。2年、東京で開催したあとの次の当番は、各県持ち回りとなり、令和7年度は、山口県で開催されます。

来年、第23期の新しい委員会の委員の皆様、会長や委員として出席となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、令和6年度の連合会会長表彰についてですが、表彰は、委員が8名、事務局

職員 1 名が表彰されました。

本県では、5 月にも報告しましたが、西部海区漁業調整委員会の福田委員が表彰されております。以上になります。

会 長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

委 員

（「ありません」の声あり。）

富田会長

ございませんか。

それでは、報告事項を終了し、議題に入ります。

議案第 1 号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、議案第 1 号につきまして説明いたします。

第 1 号の資料の 1 ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文でございます。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第 5 8 条において読み替えて準用する同法第 4 2 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

富田会長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

水産振興課 野月副参事

議案第1号について、県の方から補足説明をさせていただきます。

資料、1枚めくっていただき、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

いつもどおり、漁業種類、漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき漁業者の数を主に説明させていただきたいと思います。

2ページ目ですが、こちらは、かれい固定式刺し網漁業でございます。

青森市に本拠地を有する者として、青森市漁協の1隻となっております。2ページ目は以上でございます。

続いて、3ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、するめいかの小型いか釣り漁業でございます。

こちらは、漁業を営む者の資格としては、青森県内に住所を有する者等ということで、岩屋漁協の1隻となっております。

説明の概要は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

富田会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

富田会長

ございませんね。

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定することといたしますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

富田会長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「青森県西部海区漁業調整委員会会長の辞任について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

富田会長

はい、どうぞ。

三橋事務局長

それでは、議案第2号につきまして、説明いたします。

資料を御覧ください。

これは、本年5月24日付けで富田会長から提出された辞任届の写しとなっております。

会長の辞任につきましては、青森県海区漁業調整委員会規程第4条に定めがございまして、第1項で辞職届の提出が規定され、第2項では、辞職の承認については、委員会に諮って同意を得なければならないと定められておりますので、今回、議案としてお諮りするものでございます。

なお、先日ありました委員の辞任についての漁業法の規定と異なりまして、本規定につきましては、委員会規定でございますので、条項の解釈について、国等が示したものはございません。

ただし、漁業法に定める委員の辞職の規定と同様に海区委員会の同意というものは、あくまで訓示的な規定であり、辞職に際しては本人の意思が一番尊重されるものと解釈されております。

事務局からの説明は以上のとおりでございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

富田会長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

県の方からの追加の説明はございません。

委 員

はい。

富田会長

はい、どうぞ。

野土委員

自分なりに考えても、富田会長が全く何も落ち度はないと思うんですね。それで、何で会長を辞任をするか、その理由を聞きたいと思います。

私たちは、下前のめばるの刺し網の件だと、思っていますが・・・。

富田会長

ここからは、ちょっと休憩に入りたいと思います。

野土委員

休憩にしても議事録は残しておいてください。

富田会長

いやいや、切ります。

野土委員

議事録を残しておかないと、あとから何があってもだめですから。

堀内委員

富田会長辞任の案件で、委員会の同意がなくても、個人の意見を尊重するって、今、事務局の方から説明があったのですが。

これは、我々委員、きちんと話をして議事録に残しておかないと、この先も、こういう何か問題があった時、そのために我々委員がいるのであって、会長、ここはですね、議事録は止めないで進めてください。

野土委員

議題ですから、議事録止めないでください。

富田会長

それでは、私の方から、今回、辞任届を出した、私の思いというものを伝えたいと

思います。

ちょっと長くなるかもしれませんが。

我々委員が、皆さん、委員会のそういう制度が変わって、皆さん、知事からの推薦ということで始まりましたけども、中には、皆さん、前からやっている方々も結構、同志としていらっしゃいましたけども。

この委員会のメンバーになってから、いろいろ私の中では、例えば、遊漁船、プレジャーボートの漁船登録の問題に始まって、そうしている間に改正漁業法が施行された。その中で、様々協議していくというところで、また途中で新型コロナウイルスが流行したり、その後、皆さんにいつも時間を、長時間、貴重な時間を取らせている。漁業の、今日もありましたけども、制限措置の問題で、一部漁協からの様々な問題提起が委員会なり、水産振興課なり、私個人なりに弁護士を通じて、という大きな問題もありました。

その中で、今度、アルプス処理水の放出によって、中国のホタテ、ナマコの輸入禁止とか、それから高水温によるホタテの斃死とか、様々、マグロの未報告とか。問題が山積している中で、こういう一部漁協からの海区の委員会に対するそういう様々な申し入れとか、そういうのが続けざまに来るということであれば、私としても、とてもこれは捌ききれない、自分の能力の中で捌ききれない問題でないということと判断して、新しい会長にこの諸問題を海区としてそういう解決なり、良い方向に向かっていただきたいという想いで、あと残り1年ですけども、将来に向かって海区委員会の尊厳を、プライドを皆さんに委ねるということで、今回、一身上の都合ということで辞任させていただきたいというのが私の想いでありますので、どうか皆さん、これについては、皆さん、想いを受け止めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私の意見というか、一身上ということについての想いは、これ以上でもこれ以下でもないのです、よろしくお願いいたします。

堀内委員

今、富田会長のお話を伺いましたが、下前の件については、もともと下前の漁協に対して、きちんとした指導を行ってこなかった県に私は責任があると思います。何回も言っています。

それを富田会長が一人で責任を取って辞任するというのであれば、私としては納得できません。会長個人の意見が尊重されるかもしれませんが、会長が責任をとって辞任するよりは、県がきちんと説明責任を果たしていただきたいと思います。

野土委員

今、堀内委員が言ったとおり、底引きさんからも電話がきて、底引きさんの協定がある、下前さんで、めばるの中で、網で、協定みたいなものがあって、その協定も、

契約書も交わしていないのに今、許可出すの。それならば、何も協定もなんも要らないし、事故のないように、なんだってやっている。

それで、委員会に前にあがった時は、ちゃんと話し合いしてから許可出しますという話、聞いているが、そのうちに許可出してしまっている。それだと委員会の意味、ないのでないか。

水産振興課 野月副参事

県の方からお答させていただきます。

その協定文というのは、昨年度から、申し上げてきたかと思うんですけども。許可、知事許可も要件ということではございません、というのが実際のところでございます。

操業、安全操業のために制限措置をかけさせていただくために、海区調整委員会に意見を聴くということで諮問させていただいているところなんですけど。

基本的には、その制限措置の内容というのは、従来と何ら変わるところがなく、いわゆる漁業調整の課題、問題というところでの安全操業ということにしばらくということ、意見を聴いた上で、了解をいただいた上で許可させていただいているところでございます。

野土委員

意見を聴いたといえ、底引きさんも、下前さんも皆、意見を聴いたのかと？

水産振興課 野月副参事

そちらは、意見を聴くというのは、こちらの漁業調整委員会さんの方に意見を聴かせていただいているというところでございます。

野土委員

だから、底引きさんと下前さんと、事故のないように協定、結んでいるし、それをやはり守ってもらわないと、事故があつたりすればどうします。

それで、何で、この海区委員会に諮って、お互いに納得して話してから許可を出しましょうという話になったのでないの。それを何も話しないで許可出してしまって、底引きさんも、今、困っている。困っているってわけでないけど、底引きさんから相談受けたことがあるから。

水産振興課 野月副参事

その件につきましては、下前さんと、それから底引きさんの方に私共の方で調整会議を開催して参加しましょう、という手はずをさせていただいているところです。

野土委員

手はずしてるって分かるけど、手順どおりにいってあげればいいけど、手順どおりにいってないから、底引きさんから電話きて、どうなっているんだって聞かれたのよ。最初から1から10まで、きちんとやっていたら、そういうこともないと思う。

水産振興課 野月副参事

あくまでも協定というのは、許可の要件になっていない以上、そこは、従来の、私共県の方として話させていただきますけど、中には、その協定ということについては、底引きさんと、それから、沖底さんと下前さんの話ということがあって、県の方では積極的に立ち入っていないところでございます。

野土委員

それだと、なんも、何も意味がないですよ。

そして、今、富田さんだけ責任を取って辞めるということは、どうしても納得できません。

富田会長

私も海区の委員をやって30年ぐらいになりますが、海区の委員会指示、様々あります。今、改正漁業法が施行されて、こうやって1個1個やって、県の承認とか許可については、こうやって委員会の指示を上げよということで、今までなかったぐらい多く委員会を開催して議題もやっている中で、元来、一番直近のものというのが、津軽海峡のマグロの委員会指示、ありましたよね。今は2年に1回とか。

当時、日本海と違って、協定のないまま委員会指示を出した経緯があるんですよ。やはり、当事者の竜飛漁協もありますけども、竜飛三厩漁協と、それに入り込む下北の漁業者とも、非常に協定がないまま委員会指示だけかけて、ましてや北海道の共同漁業権とも重複している部分もあって、様々、そうやって、やってきた中で、やっと野土委員のところを中心に協定書を作って、その協定書の中で改めて津軽海峡のマグロの会議について、委員会指示を出していると、そういう事例もございます。

それで、委員会指示の発動についての前提条件としては、まず、地元のコンセンサスを得たものをかけるという暗黙のルールがございます。それが、協定とか、何も必要ないというのであれば、どこの海域も各々の組合が申請しただけで許可は出てくるという極論に繋がるんですけども。そういう解釈でよろしいでしょうか。

水産振興課 野月副参事

直接の解釈というのは、今、この場で申し上げることできないですけども。そういう規定上は、もう、なくなってしまうと理解しております。

全く、会長さんがおっしゃるとおりのこと、全く無視していいとか、そういうこと

を考えているわけではございませんし、従来のやり方でやってきたものについては、協定が締結されているのであれば、漁業者間同士の理解、合意が得られているということを経験して、それは尊重しているところではございます。

富田会長

言い方、ちょっと変ですよ。

今までやってこない、今までどおりで、下前の、名前出したくないんだけど、そういう一部の組合と底引きと、元来はそういう協定をしてきていて、ここ1、2年、そういうことがなくなっている、ということで、それは、どういう解釈をすればいいんですか。今の発言と整合性とれないと思うんですけど。

法律というのは、元来、国民が守る最低のモラルを書いているだけの話なんだよ。そこから先については、ちゃんとこういう規則とか協定とか、そういうので細かいところ、法律の抜け道を作らないように進めていくというのが、こういういろんな委員会とか、そういう場だと思うんですけども。

ざっくりとしたもので、協定書とか確認書とか、覚書とかが、許可に対しての申請事項に入らないというので、申請書の様式だけが適正に処理されていけば許可を出すというように聞こえるんだけど。そうであれば、個別で、別に今までうちの組合でも6つかそのぐらい協定しています。それ、今度、トロールをやらなくても、申請書が正規であれば、県でも委員会指示でもできるということの拡大解釈に繋がるんだけども、それで大丈夫でしょうか。

三橋事務局長

すみません、私の方から補足させていただきます。

元々、確かに令和2年に下前漁協、新深浦町漁協、小泊漁協とトロールさんでめばるについては、協定を結んでおります。県の方も、当時の西北地方水産事務所の者が立ち会いして、県も立ち会いに入る形で協定を結んでおったところでございます。

その協定があって、協定以外にも漁期になれば、当然といえば当然なんですけども、各漁協さんの方から「今年もよろしく」と。トロールさんの方にお話がいていたという慣習があったというのも聞いております。

で、昨年、その前から一部の漁協とトロールさんの関係、組合とトロールさんの関係性が悪くなって、そういったことがなくなってきたと。

去年につきましては、その協定書がまだ生きておりましたので、書かれている、あと制限措置とか、そもそも協定っていうのは、何のために結ぶかということ、安全操業、事故がないように結ぶものということから、協定が生きておりますし、確かに組合とトロールさんの感情的対立はあるんですが、漁業者の方々は、ちゃんとこれまでの協定を守って操業をするわけですし、ということで、協定があるということで、県の方では制限措置をかけます。皆様に意見を聴きまして許可を出しました。これが昨年

度の話でございます。

その次、その協定書の方をトロールさんの方が廃棄するという話になりまして、下前漁協の方も廃棄はわかりましたということで協定がなくなってしまったということで、制限措置をかけるにあたっては、先ほどもちょっと、県側の説明、誤解を招く話があったんですけど、一番最初にやはり新しい許可を出すためには、当然、そこで操業している漁業者さんの安全のための合意とか、操業の合意というのが必要ですので、その話し合いがない中で、全く新しい許可とか、全く新しい指示とかを出すことはできないと考えております。

ただし、このめばるにつきましては、従来からずっと同じルールでやってきています。協定書が結ばれた中、その中身についても全く同じ、安全操業ということに関しては同じ中身でやってきている。

今回、協定がなくなったわけで、じゃどうするかということになった時に、一旦、県の方では、両者に県も入る形で調整会議を開いて、安全操業に向けた話し合いをしましょうと投げかけたところなんですけど、片や、県が入るのであれば、会議には出ないと。県側が信用できないとか、いろいろ書かれてはおったんですけども。

そういった中で調整会議自体が成立しなかったというものでございます。

次に、安全操業、漁業の調整のために意見がございますか？と意見照会をしております。それについての意見が出されたんですが、操業の安全とか、漁業調整に関しての意見ではないということで、制限措置の方をはからせていただいたと聞いております。

また、野土委員がおっしゃるとおり、事故があった場合どうするんだという、当然それはあります。ただ、協定書で結ばれている、要は操業に関しても、お互いの安全性を図るためのルール、これは制限措置の中にそのまま謳われております。

それから、許可するにあたって、当然、他の漁業にそういう安全性、安全が失われるようなことはしないというのは当たり前の話でございますので、そこは担保されているということで制限措置をはかったというふうに聞いております。

ちょっと語弊がある、県側の説明の方がちょっと、また法律上、今、改正漁業法の中では、私、前に県の時に話しをしたつもりがあるんですが、漁業の許可をするにあたって、許可権限者である知事以外の第三者の意向で許可の判断をしてはいけないというのがはっきり示されております。

で、いきますと、今回の問題につきましては、確かに漁協と漁業者の間で感情的対立があるものの、そこで行う漁業、実際に漁業を行う漁業者につきましては、そこまでのものがないわけですし、きちんと安全に配慮して操業する。まして、めばるにつきましては、漁を行う時間も制限措置の中で夕方から夜にかけてという形で制限しておりますので、トロールさんとの安全性に関しては問題がないものということで制限措置をかけております。

ただ、一方で、今後、もし違う漁業をやりたいという話になった場合は、原則論に

立ち返りまして、他の漁業の方々と調整会議なり、場合によっては協定なり、そういったものの話し合いをしない限り、新しいものについては、できないというふうに解釈しております。

従って、ちょっとそこのところ、誤解があればまずいなと思って、私、本来事務局なんですけども、説明させていただきました。

野土委員

それでは、今、さっき言ったみたいに誤解のあるような言い方をしたって、県の人たち、今、喋った。

三橋事務局長

法律上の要件は、協定というのは、全く要件としてありません。そこは間違いないです、事実です。

ただ、そこのところで、これまでやってきたものがあるので、今、こういうやり方で進めてきていました、というのが今の考え方。それが、じゃ、拡大解釈されて、新しくどこかで、日本海で、まるっきり新しい漁業をやりたい。協定なくてもいいんだという、そういう話にはならないということでございます。

野土委員

したって、今、富田さんがさっきも喋ったとおり、マグロの件をやった時は、何もこの協定もなんもねえ時は、夜中に1時、2時でも来て、無灯火で来てはえ縄入って、それで揚げていく。そして、何も制限かけても自由に入ってきて、漁師さんの邪魔したり何だりしているから、北海道でもどこでも皆、獲っていく。それで事故のないようにやりましょうと。この区域は縄の区域、この区域は一本釣りの区域、そういう協定を結んでやっているやつが、急にそれが法律だからなんもそういうやつねえって喋るんであれば、下手に解釈すれば、とんでもない解釈になる。だから、おれ達それを聞いているんだよ。

そして、何もまいねって喋って、富田さんだけの責任で、県の責任は何もねえんだ。

富田会長

責任うんぬんでなくて、委員会のこの様々議題の処理していく中で、先ほど話した制限措置の中で一部の漁協が、1年ぐらいにわたって、代理人とこういうことっていうのは、当然、前代未聞のあれだし、私のその会長としての進め方、議案の進め方に疑義がありますので、これは、私、意思は揺るがないので。事務局長はじめ、県の方々もいろいろ法律に基づいた御説明をなされていますけども、解釈の仕方、今後、私が議長として、会長として進めていくにあたって、相いれない部分が結構ございます、はっきり言って。

なので、議案のたびに議長として県とこういう考え方の違和感を持ったまま進めていくというのは、自分の中での哲学は許せないのです、一委員として頑張りたいと思っておりますので、そこ、くみ取っていただいて、よろしくお願いしたいと思っております。

堀内委員

今、富田会長の意見も聴いたのですが、やっぱり私としては、何ら落ち度がない富田会長が辞任する必要があるのかと。

さっき、事務局の方からも説明がありましたが、感情的になっていると、下前と。これ、感情的になっているのは、県が安易に許可を出したり、委員会を通さないで許可を出すから、下前が勘違いして、思い上がっているだけの話ですよ。県は、きちんと対応していれば、こういう感情的にならない。それをやってこなかった県が自らの責任を認めないで、何で富田会長に丸投げして、会長を辞めないとだめなのか。

富田会長、辞任したからと言って、下前に対する対応は、これからどうなっていくのかと。下前が何ら対応を変えずにまた同じことをやってくるのかと。

野土委員

それが一番だよな。

堀内委員

今、富田会長が辞任したら、下前は、一言も弁護士を使って言ってこないのかと。となれば、我々委員会としては、富田会長が辞任して、下前が何も言ってこないのであれば、これは、納得する、できるわけがない。

県の方には、私としては、富田会長の辞任は、一時保留していただいて、県が下前に対する見解というか、対応の仕方を説明して、きちんとはつきりしてから、でないと、今回の辞任の議案は、私としては納得できないと思います。

富田会長

慰留していただくという気持ちは十分に尊重しますが、先ほど、事務局から説明があったとおり、10月にブロック会議も予定されている中で、早めに、やはり新会長に就いていただいて、それを進めてもらいたいということです。

ただ、皆さんに御理解いただきたいのは、一部漁協との確執が今後も続くという可能性は全くないわけではないですけども、やはり県の方をお願いしたいのは、決して委員会は、そういう一部漁協のそれは、ないがしろにしている話でもないし、こうやって会長が辞任するぐらいの大きな案件をあなたたちに投げかけているんだということも、一方、考えていただきたいと思っております。

我々は、どこにも動くことできないし、あなたたちみたいに転勤とか異動とかない

ので、ここにいるしかないんですけども。この漁業というのは、いつまでも続く話だし、委員会指示というの、今後も、様々これから出てきます、いろいろと。そこの中で、毎回、毎回、一部漁協のものも含まれてきます。また、トロールの方からとか、そういうのがまた矢継ぎ早に来るといっているのであれば、もう委員会としての体を成さなくなってくると。

何度も言うように極論として、そういう協定とか確認書とか、これからやっている漁場作成する前の先人たちの努力というのが、申請に反映しないというのは、私の中では、ちょっと議長として、会長として、ちょっとそれは相いれない話なので、これ以上、私は、会長として、自分の中でダブルスタンダードのまま進めていくというのは、自分の中でとてもできないので、堅い意思を持って、今日で辞任します。

野土委員

大体、協定書がない、どうのこうのという法律がおかしいんだね。協定書がないなら、お互いに仲良くやらないでしょう、大体。

それ、ちゃんと今までやってきた。刺し網でも何でもちゃんとやっているわけだ。それがあから、初めて海区で指示出すのよ。それがあから、海区でどう指示出すのか。好きな方だけやっていいのか。

富田会長

だから、その解釈の仕方なのさ、だから。

野土委員

県の方にも話するなって。

富田会長

申請書の中に様式として、協定とか確認とか覚書がないというのは、そこは理解します。でも、そこに行くまでに漁場作成とか、トラブルとか、様々な漁具被害とかないように、皆、当事者で、皆、ちゃんとすり合わせしたものを皆さんでお互い遵守しましょうというのを前提に委員会指示なり許可なり、承認を出すというのが、それ、当たり前の話。申請書が整っているから、許可出すんだと。法律上、しかたがないと。そうでなければ、我々、弁護士たてねえで突っ込まれると。それは、ちょっと、私は、もう底引き、様々やって40年近くなるけども、初めて聞きました、本当に。

私は、皆さん、分からないかもわかねえけども、村上圭郎さんが課長時代からずっとやってきているけども、協定書なくても許可出すというのは、40年近くいろんな調整をやって、私も日本海の底引きの会長までやって、新潟とかそういうところの沿岸のトラブル、北海道の小樽、石狩のトラブルにも行ったことがあります。でも、そういう話聞いたのは初めてです。やはり、最後になれば、何か、皆さんで約束事をき

ちんと形にして進めましょうねっていうので落ち着いています。そういう協定とか覚書とか確認書がない中で、様式が整っているから出さざるを得ないという、そういう法律の紋切り型で進めていくっていうのであれば、今後、各単協で申請したもの、県が許可すればいいだけの話。委員会指示を出す必要はない。

だから、そこはちょっと相いれないので、私は、これ以上、会長として、この場にあれして、自分の中で悶々としながら、今日も出ましたけども、制限措置を皆さんに御審議するというのは、とてもできないということでございますので。

本日もって、何度も言いますけども、慰留していただく気持ちは本当に嬉しいですけども、自分の中でのそういうことでいますので、御審議、よろしく願いいたします。

事務局。

三橋事務局長

そうすれば、話の方が前後していますけども。すみません、漁業法の規定、また法律の規定なんですけども。「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない」という規定がございます。

従って、本議案につきましては、先ほど、皆様の意見があって、富田会長の方からも説明があったんですが、議事について、今後、立石会長代理の方に議長の方をやっていただきたいということになります。

よろしいでしょうか。

富田会長

よろしく御審議お願いします。

立石会長代理

それでは、私もこういうのは初めてですけども、決まりがあるので議長を務めさせていただきます。

それでは、ここから議長を務めます。

委員各位から何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

御質問、御意見ありませんか、何か。

委 員

会長選任

立石会長代理

今からやります。

第2号議案の西部海区の会長については、辞任を認めるということで承認するとい

うことにいたします。よろしいですか。

委 員

（「はい」の声あり。）

立石会長代理

議案第２号は承認しましたので、富田委員には着席をしてもらいます。

議案第２号の審議は終了しました。

次に、新会長の選任をいたします。

それでは、これで全て終了し、以上をもちまして、第３４回の青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後２時００分